

箕輪町農業次世代人材支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内農地を将来に渡って持続的に活用する多様な担い手を確保するため、兼業就農者、定年帰農就農者、雇用就農者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象事業、対象者、補助金額、交付条件、申請様式は別表のとおりとする。

2 補助金の交付対象者となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有する個人又は町内に本店を有する法人

(2) 同一世帯員も含め町税等に滞納がない者。ただし、法人にあっては、当該法人として町税等に滞納がない者

(補助金交付申請)

第3条 補助を受けようとする者は、別表に掲げる交付申請書を町長に提出するものとする。

(補助金実績報告)

第4条 補助金交付決定者は、対象事業が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに別表に掲げる実績報告書を町長に提出するものとする。

(補助金の交付請求)

第5条 補助金交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、箕輪町農業次世代人材支援事業補助金請求書（様式第7号）を当該年度の末日までに町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第6条 町長は、交付決定者または補助金の交付を受けた者（以下「補助金交付者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助対象事業の実施年度を含む5年度以内に特別の事情なく離農したとき。

ただし、農業経営を次世代へ継承する場合は除く。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(財産の処分等の制限)

第7条 補助金交付者は、農業機械等の耐用年数が経過するまでの間又は修繕することが困難な状態になるまでの間において、補助金の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。ただし、やむを得ない事情として町長が認めたときはこの限りでない。

別表（第2条関係）

対象事業	対象者	補助金額	交付条件	申請様式
兼業就農者支援事業	(1) 申請時に60歳未満で兼業就農する者 (2) 農業経営開始から3年未満の者	(1) 60万円／年 (2) 補助対象期間は3年間	(1) 就農計画（5年間）を作成し、農作物等の販売額が100万円以上となる計画とすること。 (2) 兼業する職種、所得等を報告すること。 (3) 農業、兼業の各経営状況を報告すること。	様式第1号 兼業就農者支援事業交付申請書 様式第4号 兼業就農者支援事業実績報告書
定年帰農者支援事業	(1) 申請時に55歳以上で定年または離職後に就農する者 (2) 農業経営開始から3年未満の者	機械導入支援 1/3補助 上限額50万円	(1) 就農計画（5年間）を作成すること。 (2) 農事組合法人の組合員となり、営農組合の作業や活動に参加すること。 (3) 運搬用トラック、除雪機、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないもの。	様式第2号 定年帰農者支援事業交付申請書 様式第5号 定年帰農者支援事業実績報告書

雇用就農支援事業	(1)申請時に50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業経営体または農事組合法人	(1)60万円／年 (2)補助対象期間は3年間 (3)農事組合法人は機械導入支援200万円(定額)	(1)県農業会議の要件に合致しないまたは不採択となった者を雇用する場合。 (2)研修計画を作成すること。 (3)雇用者の研修状況を報告すること。	様式3号 雇用就農者支援事業交付申請書 様式6号 雇用就農者支援事業実績報告書
----------	--	---	--	--